

重要事項説明書

契約概要

注意喚起情報



Support your best life

以下は、ご契約いただく「賃貸入居者総合保険」の特に重要な事項（契約概要・注意喚起情報）およびその他注意事項をご説明したものです。ご契約前に必ずご一読の上、内容をご確認くださいようお願いいたします。ご契約の内容は、普通保険約款および適用される特約（以下、約款等と記載します。）により定まります。保険契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、この内容を被保険者の方にもご案内ください。ご不明な点は、取扱代理店または弊社までお問い合わせ願います。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

契約締結前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

契約概要

この保険は、賃貸住宅にお住まいの方を対象として、事故により所有する家財に損害が生じた場合、賃貸借契約に基づき賃貸住宅の修理費用等を負担した場合、火災や漏水事故等により賃貸住宅の貸主に対して損害賠償責任を負担した場合、および日常生活において他人に対して損害賠償責任を負担した場合等を補償するものです。

2. 補償の内容

契約概要

注意喚起情報

(1) 家財補償の対象物について

保険の対象となるもの（補償される主なもの）

借戸室に収容され、かつ被保険者の所有する家財（生活の用に供する動産）

保険の対象に含まれないもの（補償されない主なもの）

- 船舶、航空機および自動車*¹ならびにこれらの付属品
- 通貨等、預貯金証書、乗車券等*²、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、有価証券、印紙、切手、商品券、チケット類等
- 業務用の動産
- 貴金属・宝石・美術品等で1個または1組の時価額が30万円を超えるもの
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿等
- テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ等
- 動物および植物

*¹ 自動三輪車、自動二輪車および原動機付自転車を含む

*² 通貨等、預貯金証書および乗車券等については盗難による損害のみ対象

(2) 保険金をお支払いする場合

	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額
家財補償	次の事故により保険の対象に損害が生じたとき ①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災・ひょう災・雪災（借戸室またはその開口部が風災等によって直接破損した場合に限る）⑤外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊 ⑥給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ（④と⑥による場合を除く）⑦騒じょう等 ⑧水災（再調達価額の30%以上の損害または借戸室の床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水が生じたとき）	損害額（家財保険金額限度） ※家財の損害額については、再調達価額を基準とする。ただし、貴金属・宝石・美術品等については時価額を基準とし、1個または1組の時価額が30万円を超えるものは補償対象外とする。
	⑨家財の盗難	損害額（100万円限度）
	⑩通貨等、預貯金証書、乗車券等の盗難	損害額（5万円～200万円限度） ※限度額は事由により異なる
	⑪ ①～⑩の事故以外の不測かつ突発的な事故	損害額から自己負担額3万円を差し引いた額（50万円限度）

大切な家財の保険 ベストリー

重要事項説明書

保険金をお支払いする主な場合		お支払いする保険金の額	
費用補償	臨時宿泊費用保険金	損害保険金支払事由①～⑧の事故により損害保険金が支払われる場合で、その事故によって借戸室が半損以上の損害を受け、当該借戸室に居住できなくなった結果として、当該借戸室が復旧するまでの間、宿泊施設の宿泊料等の費用を支出したとき	実費 (30万円または借戸室の賃借料3か月分相当額のいずれか低い額限度)
	残存物取片付け費用保険金	損害保険金支払事由①～⑧の事故により損害保険金が支払われる場合で、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用を支出したとき	実費 (損害保険金×10%限度)
	失火見舞費用保険金	損害保険金支払事由①または③の事故により損害保険金が支払われる場合で、第三者の所有物に損害を与えたとき	被災世帯数×20万円 (家財保険金額×20%限度)
	ドアロック費用保険金	借戸室の玄関ドアの鍵について、盗難・紛失等により被保険者がドアロックの交換費用等を実際に支出したとき	実費 (5千円～3万円限度) ※限度額は事由により異なる ※保険期間内1回限り
	特定設備修理費用保険金	特定設備に対し、次の場合において、被保険者がその貸主との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づきまたは緊急的に、自己の負担においてこれを修理したとき ア. 給湯器以外の特定設備…不測かつ突発的な事故による損害が生じたとき イ. 給湯器…凍結により損害が生じたとき ※特定設備: 取付ガラス、洗面ボウル、浴槽、便器、建具、床および天井・壁のクロスやボード、給湯器	アの事故: 修理費用から自己負担額1万円を差し引いた額 (100万円限度) イの事故: 修理費用 (3万円限度)
	修理費用保険金	被保険者が死亡したことにより、借戸室が損害を受け、被保険者に代わって借戸室を修理すべき者がこれを修理するため修理費用を支出した場合または被保険者の死亡後、その被保険者に代わって遺品整理を行うべき者が遺品整理のための遺品整理費用を支出したとき	実費 ※借戸室内での死亡: 50万円限度 ※借戸室外での死亡: 10万円限度
賠償責任補償	借家人賠償責任保険金	火災、破裂または爆発、給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れによって、借戸室が損壊した場合において、被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったとき	実費(法律上の賠償責任の額) ※借家人賠償責任保険金と個人賠償責任保険金を合計して1,000万円限度
	個人賠償責任保険金	被保険者が国内での次のいずれかに該当する事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったとき ア. 借戸室の使用または管理に起因する偶然な事故 イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故	

※同一の保険期間内に発生した事故に対して支払う保険金の通算支払限度額は、家財補償の損害保険金および各費用補償の費用保険金を合計して1,000万円となります。

※上記の他にも細かい支払条件や限度額があります。詳細は普通保険約款でご確認ください。

(3) 保険金をお支払いできない主な場合

1. 各補償共通

次の各事由によって生じた損害

◎地震・噴火これらによる津波 ◎核燃料物質、放射能汚染による事故 ◎戦争、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

2. 家財補償条項共通

次の各事由によって生じた損害

◎保険契約者・被保険者等の故意、重大な過失または法令違反(修理費用の損害発生事由における被保険者の自殺はこれに該当しない) ◎保険契約者・被保険者が運転する車両またはその積載物の衝突または接触 ◎事故の際における紛失または盗難 ◎保険の対象が借戸室外にある間に生じた事故

3. 家財補償①の事故および特定設備修理費用保険金

▼次の各事由によって生じた損害 ◎差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ◎保険の対象および特定設備の欠陥 ◎自然の消耗、劣化、性質による変色、ぬすみ食い等 ◎保険の対象および特定設備に対する加工、修理等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣 ◎不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない電気的または機械的事故 ◎詐欺、横領 ◎土地の沈下、隆起、移動または振動等 ◎置忘れ、紛失または不注意による廃棄

▼次の損害 ◎保険の対象および特定設備の外観の損傷または汚損であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害 ◎管球類のみまたは画像表示装置のみに生じた損害

4. 借家人賠償責任保険金

▼次の各事由に起因する損害賠償責任 ◎保険契約者・被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 ◎被保険者の心神喪失または指図 ◎借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事

▼次の損害賠償責任 ◎借戸室の貸主との間の約定により加重された損害賠償責任 ◎借戸室を貸主に引き渡した後に発見された損害に対する損害賠償責任

5. 個人賠償責任保険金

▼次の各事由に起因する損害賠償責任 ◎保険契約者・被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 ◎被保険者の心神喪失 ◎職務遂行 ◎被保険者の使用人が業務中に被った身体障害 ◎暴行、殴打 ◎航空機、船舶、車両または銃器の所有、使用または管理 ◎排気、廃棄物

▼次の損害賠償責任 ◎被保険者相互間および同居する親族に対する損害賠償責任 ◎第三者との間の約定により加重された損害賠償責任 ◎被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対する損害賠償責任

※上記の他にもお支払いできない場合があります。詳細は普通保険約款でご確認ください。

3. 主な特約とその概要 **契約概要**

(1) 法人等契約の被保険者に関する特約

保険契約者が法人(個人事業主を含む)であり、その役員または使用人が借戸室に居住する場合に適用します。これにより、保険契約者である法人の従業員等で生活の本拠として借戸室に居住する者およびその同居の親族を記名することなく被保険者とすることができます。

(2) 保険料のコンビニエンスストア払に関する特約

保険料の払込方法がコンビニエンスストア払である場合に適用します。

(3) 通信販売に関する特約

この特約を付帯することで、郵送により保険契約の申込みをすることができます。

(4) 引っ越しに関する特約

引っ越しにより新旧両住所に保険の対象が存在する場合に、旧住所で発生した支払事由に対して普通保険約款における各種保険金の規定を適用することができます。

4. 重大事由による解除 **注意喚起情報**

保険金を支払わせることを目的として損害を発生させた場合、詐欺を行った場合や反社会的勢力(暴力団、暴力団員*、暴力団関係企業等)に該当または関与していると認められる場合等については、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

※暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。

5. 保険期間、保険責任の開始時期および満期更新 **契約概要** **注意喚起情報**

この保険の保険期間は2年です。実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、申込書にてご確認ください。弊社からの保険契約引受けの承諾があり、保険料をお支払いいただいたことを条件に、保険期間開始日の0時より保険責任が開始します。保険期間の満了に際しては、更新のご案内を送付します。更新のご案内に際し特段のお申出がない場合には、更新のご案内に記載したとおり、保険契約を更新させていただきます。ただし、更新契約の保険料をお支払いいただけなかった場合には保険契約は更新されません。

大切な家財の保険 ベストリー

重要事項説明書

6. 引受条件（加入プラン）と保険料について

契約概要

注意喚起情報

保険料は加入プランによって決定されます。詳しくは弊社または取扱代理店にお問い合わせください。家財保険金額の設定にあたっては、下表の「家財補償の保険金額のめやす」をご参照ください。なお、保険金額が家財の評価額（再調達価額*）を超えても、保険金のお支払いは評価額が限度となります。

*再調達価額とは、同等の家財を新たに購入するのに必要な金額をいいます。

[家財補償の保険金額のめやす]

保険金額設定のめやす		
間取り（専有面積）		基準額（めやす）
1R、1K、1DK	（30㎡未満）	200～500万円
1LDK、2K、2DK、2LDK	（30～50㎡未満）	300～600万円
3K、3DK、3LDK	（50～80㎡未満）	400～800万円

[加入プラン例]

補償の種類	家財補償	250万円	400万円	620万円
	借家人賠償責任補償	1,000万円	1,000万円	1,000万円
	個人賠償責任補償			
保険料	保険期間 2年	14,300円	15,000円	16,000円

7. 保険料のお支払いについて

契約概要

注意喚起情報

保険料のお支払いについては、保険契約申込書に記載された保険料の払込方法により、ご選択いただいた加入プランの保険料の全額を一括してお支払いください。

8. 保険料の払込猶予期間等について

注意喚起情報

保険料の払込方法がコンビニエンスストア払の場合や保険契約の更新時において、弊社の定める保険料払込期日までに保険料の払込みがない場合には、ご契約者は、保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日までに払い込まなければなりません。この期間内に保険料の払込みがない場合には、弊社は、保険契約を保険期間開始日に遡って取り消すもしくは契約の更新がされなかったものとして扱います。

9. 満期返戻金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返戻金および契約者配当金はありません。

契約締結時におけるご注意事項

1. 告知義務（申込書記載上の注意事項）

注意喚起情報

- ご契約者または被保険者は、保険契約締結の際、保険契約申込書に記載する事項のうち、保険契約申込書において★または☆印を付した保険契約に関わる特に重要な事項（告知事項）について、正しくお申し出いただく義務（告知義務）があります。
- 告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったり、または事実と異なることを告げた場合には、弊社はこの保険契約を解除し、解除前に発生した損害についても保険金をお支払いしないことがあります。

2. クーリングオフ（申込みの撤回等）について

注意喚起情報

ご契約の申込後であっても、次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。

○クーリングオフは、ご契約を申し込んだ日または本書面を受領した日のいずれか遅い日から8日以内であれば行うことができます。

○クーリングオフの手続きは、取扱代理店ではできません。下記事項を記載していただき、弊社まで郵送にてご連絡ください。

○クーリングオフされた場合には、既にお支払いいただいた保険料はすみやかにお返しします。また、クーリングオフによる損害賠償または違約金は一切発生いたしません。

宛先：〒110-0005 東京都台東区上野 7-12-14 住友不動産上野ビル4号館3階

セキスイハイム不動産少額短期保険株式会社

記載事項：①クーリングオフする旨の記載 ②ご契約者の氏名（捺印）、住所、連絡先電話番号 ③契約申込年月日

④契約の保険種類 ⑤証券番号または領収書番号または申込書番号 ⑥取扱代理店

契約締結後におけるご注意事項

1. 通知義務等 **注意喚起情報**

- (1) ご契約者または被保険者には、契約内容に次のいずれかに該当する変更が生じたとき、遅滞なく弊社にご通知いただく義務（通知義務）があります。
- ① 保険の対象の全部を譲渡したとき
 - ② 保険の対象を収容する借戸室の用途を変更したとき
 - ③ 保険契約者が住所（連絡先）を変更したとき
 - ④ 保険証券記載の被保険者が借戸室に居住しなくなったとき
 - ⑤ ①から④までのほか、保険契約申込書において★印を付した事項の内容に変更を生じさせる事実が発生したとき
- (2) (1) の事実の発生によってこの保険契約の引受範囲を超えることとなった場合には、弊社は、ご契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。また、この場合による解除が、保険金を支払うべき損害の発生した後でなされた場合であっても、解除の原因となった事実が生じた時から解除がなされた時まで発生した損害に対しては、弊社は保険金を支払いません。

2. 解約時の保険料返還について **契約概要** **注意喚起情報**

保険期間の中途において、保険契約を解約される場合、次の計算式によって算出した保険料を返還します。なお、未経過期間が1か月に満たない場合には、返還される保険料はありません。
 転居等により保険契約を解約される場合は、お早めに取扱代理店または弊社までご連絡下さい。

$$\text{返還保険料}^{*1} = (\text{保険料} - 2,000 \text{ 円}^{*2}) \times \frac{\text{保険期間 (月数)} - \text{保険期間開始日から解約日までの月数}^{*3}}{\text{保険期間 (月数)}}$$

- ※1 10円未満を四捨五入し、10円位とします。
 ※2 契約初期費用（保険契約の締結等に要した費用）
 ※3 月数の計算における1か月未満の端数は、1か月に切り上げるものとします。
 (例) 保険期間開始日から7か月と5日で解約する場合は、8か月となります。

その他ご留意いただきたいこと

1. 少額短期保険業者が引受可能な保険契約について **注意喚起情報**

- ① 引受可能な保険期間は2年以内です。
- ② 引受可能な1被保険者についての保険金額の合計額は、法令に定める金額（この保険においては、家財補償1,000万円・賠償責任補償1,000万円）以下です。
- ③ 1保険契約者について引き受けるすべての保険の保険金額の総額は、保険の区分に応じて定められている金額のそれぞれ100倍以下です。

2. 少額短期保険業者が経営破たんした場合 **注意喚起情報**

弊社が経営破たんした場合であっても、「損害保険契約者保護機構」の行う資金援助等の措置の対象とはなりません。また保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約には該当しません。

3. 補償の重複について **注意喚起情報**

下表の補償にあたっては、補償内容が同様の保険契約（家財保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、ご契約ください。

- ※ 1契約のみに補償をセットした場合、転居等によりご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

[重複する可能性がある主な補償・特約]

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
借家人賠償責任補償	傷害保険の借家人賠償責任補償特約
個人賠償責任補償	自動車保険・傷害保険の個人賠償責任補償特約

大切な家財の保険 ベストリー

重要事項説明書

4. その他法令等でご注意いただきたい事項について **注意喚起情報**

- (1) 保険期間中に保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす事象が発生したときは、弊社の定めるところにより、保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- (2) 保険金の支払事由に該当する場合でも、巨大災害の発生等により、弊社の保険収支に著しく影響を及ぼすと特に認めたとときは、保険金を弊社の定めるところにより削減して支払うことがあります。
- (3) 弊社はこの保険が不採算となり、この保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす事情が発生したと認めた場合には、弊社の定めるところにより、保険契約の更新時に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- (4) この保険が不採算となり、更新契約の引受けが困難になった場合には、弊社は、保険契約の更新を引き受けないことがあります。

5. 苦情・相談等ご連絡先について **注意喚起情報**

弊社へのご相談・苦情・要望・個人情報の取扱いに関する苦情や個人データに関するご照会・ご相談等のお問合せは、下記窓口にご連絡ください。弊社はお客さまからお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。

ご相談・苦情、お引越し、異動・解約等のご連絡は

**セキスイハイム不動産少額短期保険
カスタマーセンター
0120-181-816**

受付：土・日・祝日・年末年始を除く 9:00～17:00

万が一、事故が起こった際は

**セキスイハイム不動産少額短期保険
事故受付センター
0120-757-816**

受付：365日24時間

一般社団法人 日本少額短期保険協会 「少額短期ほけん相談室」

弊社との問題を解決できない場合、こちらにご相談いただくこともできます。

TEL:0120-82-1144

受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00 受付日：月曜日から金曜日（祝日ならびに年末年始休業期間を除く）

【個人情報の取扱いについて】

1. 弊社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段によりお客さまの個人情報を取得いたします。
2. 弊社は、以下の目的の範囲内で、業務上の必要に応じお客さまの個人情報を利用いたします。
 - (1) 保険契約の締結業務（関連・付随する業務を含む）
 - (2) 保険金支払業務（関連・付随する業務を含む）
 - (3) 業務に関する情報提供および運営管理
3. 弊社は、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏えい等を防止するため、不正アクセス対策、コンピュータウイルス対策等適切な情報セキュリティ対策を講じます。
4. 弊社では、以下の場合を除いて、弊社の収集したお客さまの個人情報を外部に提供することはありません。
 - (1) お客さまが同意されている場合
 - (2) 法令に基づく場合
 - (3) 上記2. の利用目的の達成に必要な範囲内において、弊社の業務委託先に提供する場合
 - (4) 契約締結、契約内容変更、保険金支払等の判断をする上での参考とするために、他の保険会社等（少額短期保険協会、少額短期保険業者および共済事業者を含む）と共同利用を行う場合
 - (5) 人の生命、身体または財産の保護のために必要があるときであって、本人の同意を得ることが困難である場合
 - (6) 公衆の衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要があるときであって、本人の同意を得ることが困難である場合
 - (7) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める業務を遂行することに対して協力する必要があるときであって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
5. 弊社は、お客さま等情報主体が、当該情報主体が識別される保有個人データについて、開示、訂正、利用停止、消去等の権利を有していることを確認し、当該情報主体からのこれらの要求に対して適正に対応します。

【支払時情報交換制度について】

弊社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

(注)「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、(社)日本少額短期保険協会ホームページ (<http://www.shougakutanki.jp/>) をご参照ください。